

# 地籍調査の進め方

## 地元説明会

地籍調査実施予定地区の地元説明会を行い、地籍調査の必要性やその内容、今後の予定等について説明会を実施いたします。



## 長狭物（道路や水路等）事前調査

道路や水路、河川等の官地と民地（個人の土地）との境界に、仮杭となる木杭を打ちます。この仮杭は、その後の土地所有者との立会い（一筆地調査）で確認し確定します。また、圃場整備済みの土地は行いませんが、整備済みの外周を測量いたします。

### <お願い>

事前調査のため、市の職員や測量業者、協力員が皆様の土地に立ち入る必要があります。

立ち入る者は必ず、土地立入証を携帯しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

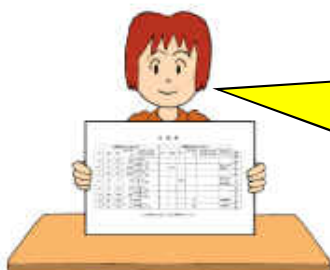


## 測量基準点の設置

測量の基準となる、「図根三角点」や「図根多角点」を、調査地域の内外に設置いたします。この基準点は金属の鋏か青プラスチック杭となり、設置場所により異なります。なお、地形や見通しの状況により、個人の土地に設置しなければならない場合もありますので、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

## 一筆地調査

隣接地との境界を、両者立会いのもと調査し、境界杭が無いところに、黄色のプラスチック杭または鉄の鋏を打ちます。また、地番、地目も合わせて調査します。立会いしていただく方は、土地の所有者かその代理人、代表相続人等になります。



### <お願い>

立会日時等は、2週間前には郵送でお知らせいたします。また、設置した杭は、将来にわたり大切に管理をお願いいたします。

## 地籍測量

一筆地調査で決定した境界杭を測量します。また、測量の結果を基に正確な地図（地籍図）を作るとともに、面積を計算で求めます。



## 閲 覧

一筆地調査と地籍測量の結果作成した、地籍簿と地籍図を閲覧していただき、確認を行います。調査の結果に誤り等があった場合には、申し出いただき、必要に応じて修正が行われます。



土地所有者の皆様、確認いただく項目は、  
です。

## 認 証

閲覧が終了した後、県と国に、地籍調査の内容に誤り等がないか協議します。

## 登記所への送付

認証を受けた後、地籍調査の成果（地籍簿と地籍図）を、登記所（法務局）へ送付します。登記所では、この成果をもとに、登記簿を修正し、地図が正式な公図として備え付けられます。



## 登記完了

登記所で、地籍調査の結果を不動産登記として完了した後、上田市より登記完了通知を郵送いたします。一筆地調査から登記完了まで、通常2年数ヶ月かかります。

